

徳島県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	加藤 久誠

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン北島
所在地 板野郡北島町高房字川ノ上二―一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目四番地	岩本 隆雄
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 博丈
ペットパートナーズ株式会社	大阪府堺市中央区八田西町一丁目一番一六号	鎌田 守
有限会社エムアンドエム	板野郡藍住町勝瑞西勝地二七八番地一	松永 隆志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社いぶき	兵庫県洲本市五色町広石下一三八六番地	葛城 宏治

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和五年一月十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。